

越生町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の経営安定に資するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する埼玉県農業共済組合が取り扱う収入保険制度（以下「収入保険制度」という。）に加入した農業者に対し、予算の範囲内において、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人で農業経営を行っている者
- (2) 全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険制度に係る保険関係を成立させた者
- (3) 補助金交付申請時において、町税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、全国農業共済組合連合会が定める収入保険制度により、基準収入が確定したときの加入者が負担することとなる掛捨て保険料及び事務費（積立金を除く。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、補助上限額は5万円とする。ただし、補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象者が収入保険制度に継続して加入した場合、補助金は交付の開始された年度から数えて最大3年度申請することができるものとする。ただし、一度の補助の期間が終了したもの、及び継続して加入しないものは、再度申請できないものとする。

(交付申請兼請求)

第6条 補助対象者が補助金の交付の申請をするときは、越生町農業経営収入保険加入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 収入保険の加入実態が確認できる書類の写し

- (3) 全部事項証明書の写し（補助対象者が法人の場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 町長は、交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、越生町農業経営収入保険加入補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者（法人にあっては、当該法人を構成する個人）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定後、補助対象者が負担する掛捨て保険料の減額が判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
 - (3) 補助対象者が保険期間満了の日以前に収入保険を解約（死亡、解散又は廃業による場合を除く。）したとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、越生町農業経営収入保険加入補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、交付対象者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年1月1日以後に保険期間が開始する収入保険から適用する。